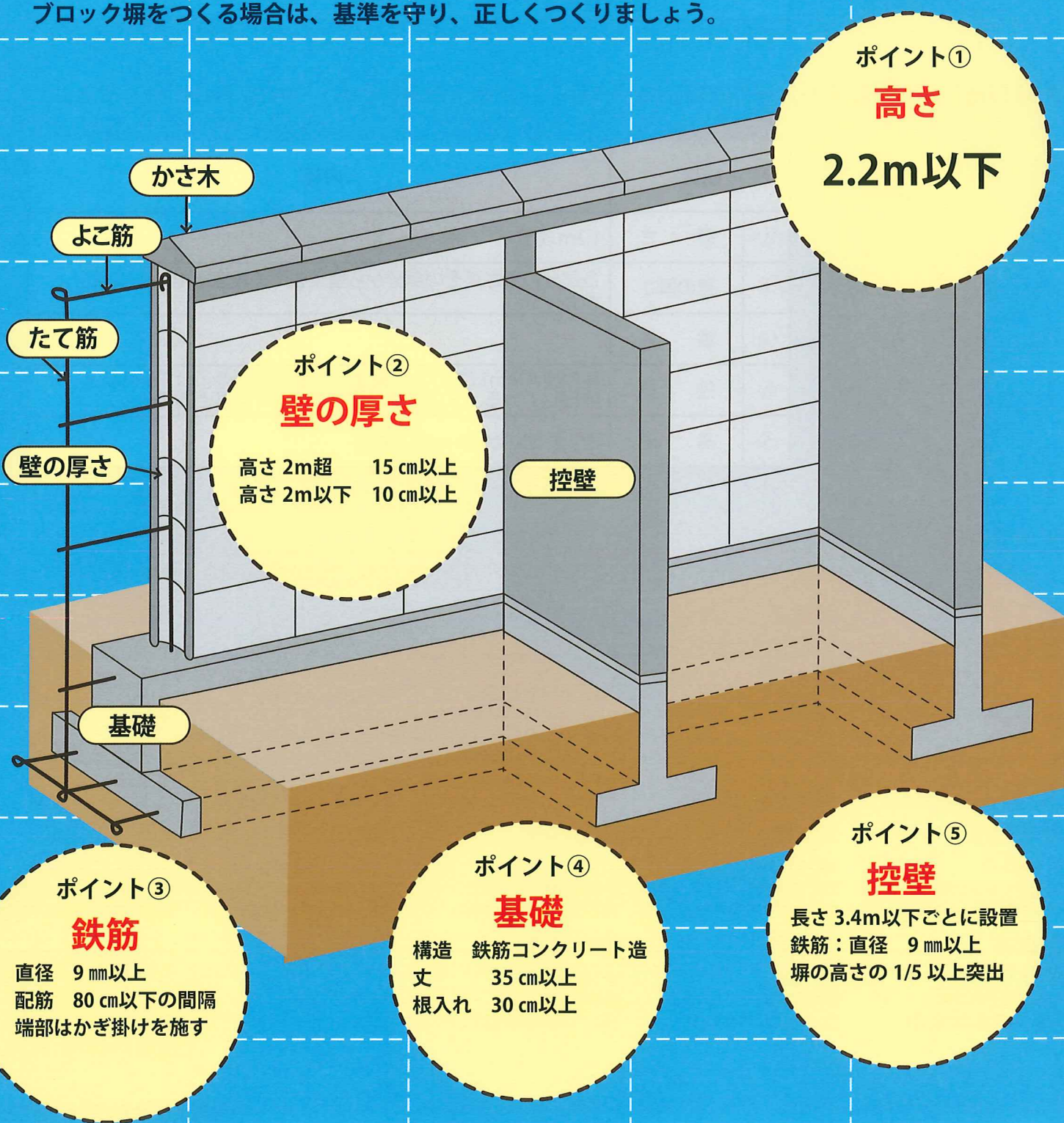


正しくつくろう、 ブロック塀。

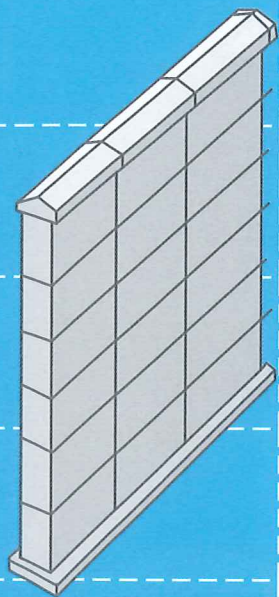
平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪府北部を震源とする地震（M6.1）では、ブロック塀の倒壊が発生し、基準を満たさないブロック塀の危険性が改めて認識されたところです。ブロック塀には、建築基準法で定められた構造基準（裏面）があり、その安全性の確保は所有者の責任です。

ブロック塀をつくる場合は、基準を守り、正しくつくりましょう。



構造基準

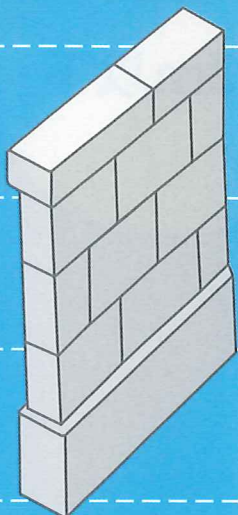
▶コンクリートブロック塀の場合〔建築基準法施行令第 62 条の 8 による〕



項目		内容
①	高 さ	2.2m以下
②	壁の厚さ	高さ 2mを超える塀で 15 cm以上
		高さ 2m 以下の塀で 10 cm以上
③	鉄 筋	壁内に直径 9 mm以上の鉄筋が、縦横とも 80 cm以下の間隔で入っており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている
④	控 壁 (高さ 1.2mを超える時)	塀の長さ 3.4m以下ごとに、直径 9 mm以上の鉄筋が入った控壁が塀の高さの 1/5 以上突出してある
⑤	基 礎 (高さ 1.2mを超える時)	丈が 35 cm以上で根入れ深さが 30 cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある

※構造計算によって安全であることが確かめられた場合においては、この表の限りではありません。

▶組積造の場合（鉄筋が入っていないコンクリートブロック塀を含む）〔建築基準法施行令第 61 条による〕



項目		内容
①	高 さ	1.2m以下
②	壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の 1/10 以上ある
③	鉄 筋	—
④	控 壁	塀の長さ 4m以下ごとに壁面からその部分の②の 1.5 倍以上突出している、又は②が必要寸法の 1.5 倍以上ある
⑤	基 礎	根入れ深さが 20 cm以上ある

▶ 問合せ先

ここに記載している市については各市に、ここに記載のない市町村については、大阪府にお問合せください。

大阪府

住宅まちづくり部 建築指導室
審査指導課 確認・検査グループ
TEL：06-6210-9724

大阪市

都市計画局 建築指導部
建築確認課
TEL：06-6208-9298

豊中市

都市計画推進部 建築審査課
建築審査係
TEL：06-6858-2422

堺市

建築都市局 開発調整部
建築安全課 審査係
TEL：072-228-7936

東大阪市

建設局 建築部
建築指導室 建築審査課
TEL：06-4309-3240

吹田市

都市計画部
開発審査室
TEL：06-6384-1984

高槻市

都市創造部 審査指導課
建築審査チーム
TEL：072-674-7567

枚方市

都市整備部 開発指導室
開発審査課 建築グループ
TEL：072-841-1438

守口市

TEL：06-6992-1221

八尾市

建築部 審査指導課
建築指導室
TEL：072-924-8544

寝屋川市

まち政策部
まちづくり指導課
TEL：072-824-1181

茨木市

都市整備部 審査指導課
許可・確認係
TEL：072-620-1661

岸和田市

まちづくり推進部
建設指導課
TEL：072-423-9570

門真市

まちづくり部 建築指導課
審査指導グループ
TEL：06-6902-6346

箕面市

みどりまちづくり部
審査指導室 建築指導グループ
TEL：072-724-6972

和泉市

都市デザイン部
建築・開発指導室
TEL：0725-99-8141

池田市

都市建設部
審査指導課
TEL：072-754-6339

羽曳野市

都市開発部
建築指導課
TEL：072-958-1111